

この申出書は、各国との社会保障協定に基づき相手国の年金制度のみ適用となる方が、厚生年金保険の被保険者資格を特例的に取得申出する場合にご提出いただくものです。

記入方法

提出者記入欄：事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号・番号をご記入ください。

事業所整理記号			0	1	—	イ	ロ	ハ		事業所番号	1	2	3	4	5
---------	--	--	---	---	---	---	---	---	--	-------	---	---	---	---	---

- ①申出者氏名：フリガナはカタカナで正確にご記入ください。
- ②申出者住所：フリガナはカタカナで正確にご記入ください。
- ③個人番号（基礎年金番号）：本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書または年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めでご記入ください。

④生年月日：年号は該当する番号を○で囲んでください。生年月日は下図を参照しご記入ください。

⑤昭和 7.平成 9.令和	6	3	0	5	0	3
	年		月		日	

⑤種別：下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。

	男子	女子	坑内員
一般(基金未加入)	1	2	3
厚生年金基金加入員	5	6	7

- ⑥報酬月額：「⑦通貨」には給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われる全ての合計金額をご記入ください。
- ※1 臨時に受けるものや、3月を超える期間ごとに受ける賞与等は対象となりません。
- ※2 週給の場合は、報酬額を7で除した額の30倍に相当する金額をご記入ください。
- ※3 実績によって報酬が変わる場合は、資格取得月の前月1カ月間に、同事業所内で同様の業務に携わっている従業員の報酬の平均額をご記入ください。
- 「④現物」には、報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。
- 現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服は時価により算定した額)をご記入ください。(健康保険組合の場合、別途規約により定めがある場合があります。)
- 「⑨合計」には、「⑦通貨」と「④現物」を合計した金額をご記入ください。

- ⑦相手国：保険料納付義務に関する法令が適用される相手国名をご記入ください。
- ⑧相手国社会保障番号：「⑦相手国」における保険料納付に使用される社会保障番号をご記入ください。
- ⑨特例該当日：保険料納付義務に関する相手国法令が適用された日をご記入ください。
- 「特例該当日」とは、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成19年法律第104号）第24条第1項第2号」に該当し、相手国の法令が適用された年月日のことをいいます。

添付書類

- ・報酬月額を明らかにすることができる書類
- ・基礎年金番号を記載する者については、基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

お知らせ

- ・保険料納付義務に関する相手国法令が適用された日から1カ月以内にこの申出書を提出した場合は、「⑨特例該当日」が資格取得日となります。1カ月経過後に提出された場合は、この申出書が受理された日が資格取得日となります。
- ・この申出により被保険者となった方は、いつでも日本年金機構理事長に申し出て、被保険者の資格を喪失することができます。
- ・協定相手国との延長等協議の結果、相手国の年金制度のみの適用となった場合、相手国からの通知を受けた日から1カ月以内に申し出ることで、保険料納付義務に関する相手国法令が適用された日に遡って厚生年金保険被保険者の資格を取得することができます。